

お客さま各位

小田原第一信用組合

当座勘定規定の改定について

平素は、小田原第一信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
この度、当組合は、手形・小切手の振出期限の設定および他行が支払地となる手形・小切手の預金入金受付停止に伴い、当座勘定規定を改定いたします。あわせて、口座の適切な管理等に関する条文の新設および条文の整備を行います。

記

- 1. 改定する規定 当座勘定規定（一般用）付 約束手形用法、為替手形用法、小切手用法
- 2. 運用開始日 令和 8 年 1 0 月 1 日（木）
- 3. 改定内容 以下のとおり、条文を削除、変更いたします。

改定後	改定前
当座勘定規定（一般用）	
第 1 条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 （2）～（4）省略	第 1 条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<追加> （2）～（4）省略
第 7 条（当座勘定からの払い出し） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和 8 年 9 月 3 0 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 （2）～（3）省略	第 7 条（当座勘定からの払い出し） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<追加> （2）～（3）省略
第 8 条（手形、小切手用紙） （1）当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。ただし、令和 8 年 9 月 3 0 日までに振り出してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和 8 年 9 月 3 0 日までに振り出された手形であることを確認してください。	第 8 条（手形、小切手用紙） （1）当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<追加> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること<追加>を確認してください。

改定後	改定前
(3) 省略 <削除>	(3) 省略 (4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 (2) 省略	第 18 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。<追加> (2) 省略
第 19 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。 (2) 省略	第 19 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<追加> (2) 省略
当座勘定規定（一般用）－ その他改定事項（条文の新設・削除にともなう整備）	
第 24 条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第 26 条第 2 項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。	第 24 条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第 25 条第 2 項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。
第 25 条（取引の制限等）〔新設〕 (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する	<追加（新設条文）>

改定後	改定前
預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 （３）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。 （４）１年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。 （５）日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。	
第 26 条（解約）／第 27 条（取引終了後の処理）／第 28 条（手形交換所規則による取扱い）	第 25 条（解約）／第 26 条（取引終了後の処理）／第 27 条（手形交換所規則による取扱い）
<削除>	第 28 条（個人情報センターへの登録） 個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに５年間（ただし、下記第３号の事由の場合のみ６か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 ①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき ③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき
約束手形用法	
１～２省略 ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<削除>記入してください。 ４～７省略	１～２省略 ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ４～７省略

改定後	改定前
<削除> 8. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。 9. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。
為替手形用法	
1～3 省略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<削除>記入してください。 5～9 省略	1～3 省略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 5～9 省略
<削除> 10. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。 11. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。
小切手用法	
1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 3～7 省略	1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<追加> 3～7 省略
<削除> 8. 自署だけによるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。 9. 自署だけによるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

以上